議案第２０号

四條畷市龍と馬飼いの里条例の制定について

次のとおり四條畷市龍と馬飼いの里条例を制定するにつき、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１２月１日　提出

四條畷市長　銭　谷　　翔

提案理由

四條畷市立四條畷南中学校の跡地を地域住民の防災拠点として活用するとともに、市民の連帯によるコミュニティの創造を図るにあたり、同跡地に複合施設を設置するため、新たに条例を制定いたしたく、本案を提案した。

四條畷市龍と馬飼いの里条例

目次

第１章　総則（第１条―第１６条）
第２章　四條畷市なわてつながりテラス（第１７条―第１９条）
第３章　雑則（第２０条）
附則

第１章　総則

（設置）

第１条　地域住民の防災拠点として、市民の防災意識の高揚、防災活動の推進等を図るとともに、市民の連帯によるコミュニティの創造を図るため、本市に四條畷市龍と馬飼いの里（以下「複合施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　四條畷市龍と馬飼いの里

位置　四條畷市南野五丁目５番

（施設の構成）

第３条　複合施設は、四條畷市なわてつながりテラスをもって構成する。

（開館時間及び休館日）

第４条　複合施設の開館時間及び休館日は、別表第１のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第５条　複合施設を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

２　市長は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

（使用許可の制限）

第６条　市長は､複合施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

（１）公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。

（２）施設、設備等を損傷するおそれのあるとき。

（３）その他管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第７条　市長は、第５条の規定により複合施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

（１）条例に違反し、又は条例に基づく指示に従わないとき。

（２）前条各号に該当するとき。

（３）その他市長の指示に従わないとき。

（入館制限等）

第８条　市長は、複合施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、入館制限又は退館を命ずることができる。

（１）指定の場所以外で喫煙又は火気の使用をしたとき。

（２）他人の迷惑となる行為をしたとき。

（３）感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認められるとき。

（４）第６条各号に該当するとき。

（５）その他市長の指示に従わないとき。

（使用料）

第９条　使用者は、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第１０条　市長は、規則で定める公益上その他特別の理由があると認められるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の返還）

第１１条　既に納入された使用料は、返還しない。ただし、規則で定める事情があると認めるときは、これを返還することができる。

（目的外使用等の禁止）

第１２条　使用者は、使用の許可を受けた目的以外に複合施設を使用し、又は他の者に使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（特別の設備の禁止）

第１３条　使用者は、複合施設に特別の設備をしてはならない。ただし、市長が必要と認

めたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第１４条　使用者は、その使用を終わったときは、設備等を原状に復さなければならない。

（損害賠償義務）

第１５条　使用者は、故意又は過失により複合施設の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第１６条　複合施設の構成施設の管理に関する業務は、法人その他の団体であって、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第２章　四條畷市なわてつながりテラス

（目的）

第１７条　四條畷市なわてつながりテラス（以下「なわてつながりテラス」という。）は、多世代が集い、魅力、活力及び賑わいに満ちたスペースを創り出すことにより、市民の連帯によるコミュニティの創造に寄与することを目的とする。

（事業）

第１８条　なわてつながりテラスは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）社会参加の促進に関すること。

（２）市民活動の推進に関すること。

（３）地域住民の相互交流に関すること。

（４）地域コミュニティ活動の推進に関すること。

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（なわてつながりテラスの指定管理者が行う業務等）

第１９条　第１６条の規定により、なわてつながりテラスの管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者（以下「なわてつながりテラスの指定管理者」という。）の業務は、次の各号に掲げる業務とする。

（１）前条各号に掲げる事業の実施に関する業務

（２）なわてつながりテラスの使用の許可、その取り消しその他の使用に関する業務

（３）なわてつながりテラスの使用に係る使用料に関する業務

（４）なわてつながりテラスの施設等の維持及び修繕に関する業務

（５）前各号に掲げるもののほか、市長がなわてつながりテラスの管理上必要と認める業務

２　第４条の規定にかかわらず、なわてつながりテラスの指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、なわてつながりテラスの開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

３　市長は、第９条に規定する使用料をなわてつながりテラスの指定管理者の収入として、収受させることができる。

４　第１６条の規定により、なわてつながりテラスの管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、第５条から第８条まで及び第１０条の規定中「市長」とあるのは、「なわてつながりテラスの指定管理者」と読み替えるものとする。

第３章　雑則

（委任）

第２０条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　複合施設の使用の許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

３　この条例の施行の日から令和１３年３月３１日までの間において、使用者が次の各号に該当する場合の使用料は、第９条の規定にかかわらず、別表第２中

「

500 円	650 円	650 円	1,150 円	1,300 円	1,800 円

500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
1,000円	1,300円	1,300円	2,300円	2,600円	3,600円
500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
900円	1,100円	1,100円	2,000円	2,200円	3,100円
1,700円	2,200円	2,200円	3,900円	4,400円	6,100円
1,200円	1,600円	1,600円	2,800円	3,200円	4,400円
3,000円	4,000円	4,000円	7,000円	8,000円	11,000円
１回の使用につき　5,000円					

」

とあるのは、

「

250円	350円	350円	600円	700円	950円
250円	350円	350円	600円	700円	950円
250円	350円	350円	600円	700円	950円
250円	350円	350円	600円	700円	950円
500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
250円	350円	350円	600円	700円	950円
250円	350円	350円	600円	700円	950円
250円	350円	350円	600円	700円	950円
450円	550円	550円	1,000円	1,100円	1,550円
850円	1,100円	1,100円	1,950円	2,200円	3,050円
600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
1,500円	2,000円	2,000円	3,500円	4,000円	5,500円
１回の使用につき　2,500円					

」

とする。

（１）四條畷市立老人福祉センター団体利用許可書の交付を受けている者

（２）四條畷市立福祉コミュニティーセンター団体利用許可書の交付を受けている者

（四條畷市立老人福祉センター条例等の廃止）

４　次に掲げる条例は、廃止する。

（１）四條畷市立老人福祉センター条例（昭和５０年条例第２２号）

（２）四條畷市立教育文化センター条例（昭和６３年条例第６号）

（３）四條畷市立福祉コミュニティーセンター条例（平成３年条例第２２号）

（四條畷市暴力団排除条例の一部改正）

５　四條畷市暴力団排除条例（平成２４年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表中第１４号の次に次の１号を加える。

（１５）四條畷市龍と馬飼いの里条例（令和●年条例第●号）

６　四條畷市暴力団排除条例の一部を次のように改正する。

別表中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、第７号を削り、第８号を第６号とし、第９号を削り、第１０号を第７号とし、第１１号から第１５号までを３号ずつ繰り上げる。

（四條畷市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正）

７　四條畷市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（令和７年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１号中カを削り、キをカとし、クからコまでをキからケまでとする。

別表第１（第４条関係）

構成施設	開館時間	休館日
なわてつながりテラス	午前９時から午後９時３０分まで	（１）毎月末日。ただし、月の末日が土曜日又は日曜日に当たるときは、これらの日の直前の金曜日とする。 （２）１２月２８日から翌年１月４日まで（前号の規定により休館日となる日を除く。）

別表第２（第９条関係）

使用区分	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時３０分まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時３０分まで	午前９時から午後９時３０分まで
会議室２０１	500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
会議室２０２	500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
会議室２０３	500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
会議室２０４	500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
会議室３０１	1,000円	1,300円	1,300円	2,300円	2,600円	3,600円
会議室３０２	500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
会議室３０３	500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円

会議室３０４	500円	650円	650円	1,150円	1,300円	1,800円
工作室	900円	1,100円	1,100円	2,000円	2,200円	3,100円
多目的室１	1,700円	2,200円	2,200円	3,900円	4,400円	6,100円
多目的室２	1,200円	1,600円	1,600円	2,800円	3,200円	4,400円
ホール	3,000円	4,000円	4,000円	7,000円	8,000円	11,000円
陶芸窯	１回の使用につき　5,000円					

備考

１　使用者の住所（法人その他の団体にあっては、その事務所の所在地）が市外である場合（個人にあっては、市内に在学し、又は在勤する場合を除く。）の使用料は、この表に定める使用料の額の２倍に相当する額とする。

２　使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合その他営利の目的をもって使用する場合における使用料は、この表に定める使用料の額の２倍に相当する額とする。

３　備考１及び備考２のいずれにも該当する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の４倍に相当する額とする。